

3－7 連絡員

都営住宅等では、お住まいのみなさんの中から、自治会の推薦を受けた方を「連絡員」として選任し、各団地内で必要な業務の一部を行っていただいています。

○連絡員の主な業務

- ・「すまいのひろば」や東京都住宅供給公社からのお知らせなどの配布、掲示など
- ・専用水道、簡易専用水道、特定小規模水道の水質検査
- ・火災や事故、事件等の緊急時の東京都住宅供給公社等への連絡通報など

※申請や修繕の受付、住まい方の指導などは連絡員の業務に含まれていません。